

ひたち若者かがやき会議会則

(名 称)

第1条 この会議は、ひたち若者かがやき会議(以下「かがやき会議」という。)と称する。

(事務局)

第2条 かがやき会議の事務局は、日立市生活環境部女性若者支援課内に置く。

(目 的)

第3条 かがやき会議は、ひたち若者かがやきプラン(以下「プラン」という。)に基づき、まちづくりや地域課題解決、まちの賑わいづくり、魅力づくり、関係人口創出等に対する取組を若者の自由なアイデアで実践できる若者主体の組織で、活動を通し、日立市への愛着や、自らの力で地域を作り上げる想いを育てるとともに、若者同士の仲間づくりや、交流機会の創出につなげることを目的とする。

(事 業)

第4条 かがやき会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 若者が思いや意見を伝えることができる若者会議全体会の開催
- 3 ひたち若者かがやきプランの基本方針に合致する事業
 - (1) 若者が挑戦できる環境づくりに関する事業
 - (2) 若者が集まる場づくりに関する事業
 - (3) 若者が成長できる環境づくりに関する事業
 - (4) 自分らしさを支援する仕組みづくりに関する事業
 - (5) 若者による情報発信の推進に関する事業
- 4 その他、かがやき会議の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 かがやき会議は、プランの理念に共感し、前条の目的に賛同する満18歳以上満39歳以下の者(以下「メンバー」という。)をもって構成する。

- 2 メンバーは、次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) かがやき会議の目的に共感し、仲間と何かにチャレンジしたい者
 - (2) 地域活性化やまちづくりに興味を持った者
 - (3) 若者同士や多世代との交流をしたい者
 - (4) 情報交換や学びを得たい者

- 3 メンバーは、Slack で情報共有を行い、関わり方を選択できるようにする。
- 4 コアメンバーとして活動したい場合は、本人から役員に申出を行い、定例会において承認する。

(役員)

第6条 かがやき会議に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1～2人
- (3) コアメンバー（代表、副代表を含む。） 15人程度
- (4) 監事 2人程度

2 代表、副代表は、定例会においてコアメンバーの中から選出し、総会で承認する。

3 コアメンバーは、かがやき会議の運営メンバーとして、次の各号のいずれにも該当するもので、定例会において承認する。

- (1) かがやき会議のメンバーである者
- (2) 市内に在住、勤務又は通学する者
- (3) かがやき会議への積極的な参加が可能な者
- (4) かがやき会議及びかがやき会議が主催する事業に参加経験がある者

4 監事は、コアメンバー又は協力員から選出し、総会において承認する。

5 会計については、事務局が行う。

(役員の仕事)

第7条 代表は、かがやき会議を代表し、会務を総括するとともに、事業の監修を行う。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故等があったとき又は代表が欠けたとき、その職務を代行する。

3 コアメンバーは、定例会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、定例会がこれを選任し、次の総会において承認を得る。

3 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了の場合でも、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(アドバイザー)

第9条 かがやき会議にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、日立市から委嘱された者とし、かがやき会議が推進する事業へのアドバイス等を求めることができる。
- 3 アドバイザーは、かがやき会議が置く会議のいずれにも参加することができる。
- 4 アドバイザーの任期は、1年とし、再任は妨げない。

(協力員)

第10条 かがやき会議に、協力員を置くことができる。

- 2 協力員は、プラン策定委員及びかがやき会議経験者などこれまでのかがやき会議活動に関わった経験がある者とし、正副代表の承認のうえ、定例会で報告する。
- 3 協力員は、コアメンバーの要請に応じかがやき会議の事業運営に協力するとともに、かがやき会議が置く会議のいずれにも参加することができる。
- 4 協力員を退く場合は、本人から代表に申出を行い、正副代表が承認し、定例会に報告する。

(会 議)

第11条 かがやき会議の事業を円滑に行うため、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 定例会
- (3) 正副代表会
- (4) プロジェクト会

(総 会)

第12条 総会は、かがやき会議の最高決議機関であって、コアメンバーをもって構成する。

- 2 総会は、代表が招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会の議長は、代表をもって充てる。
- 4 総会は、予算、決算、事業計画、事業報告、役員改選、会則の改正及びその他主要事項について審議する。
- 5 総会は、会員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以

上の同意によって決する。ただし、総会を欠席する者から委任状が提出された場合は、出席とみなす。

(定例会)

第13条 定例会は、コアメンバーをもって構成する。

- 2 定例会は、代表又は副代表が招集し、原則月1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 定例会の進行は、代表又は副代表とする。ただし、代表又は副代表が不在の場合は、代表の指名を受けたものが進行を行うことができる。
- 4 定例会は、若者からの意見やアイデアを基に、第4条に規定する事業の企画・実践を行う。
- 5 定例会で、会の活動に必要なこと及び総会附議事項について審議すべき項目が出た場合は専決等を行うことができる。専決を行った場合は、次の総会に報告する。
- 6 定例会開催を待たずに決定すべき事項が発生した場合は、Slack 上で意見交換したうえで決定することができる。
- 7 定例会は、出席者の過半数をもって決定する。

(正副代表会)

第14条 正副代表会は、代表、副代表、アドバイザー、事務局をもって構成する。

- 2 正副代表会は、原則月1回、定例会前に開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 正副代表会の進行は、代表が行う。ただし、議題により事務局が行うこともできる。
- 4 正副代表会は、会務の執行、会の活動に必要な事項、定例会及び総会に付議すべき事項などについて協議し、定例会で提案や共有を行う。ただし、内容によっては、専決等を行うこともできる。
- 5 正副代表会で専決を行った場合は、定例会及び総会で報告する。

(プロジェクト会)

第15条 プロジェクト会は、コアメンバー、事務局をもって構成する。

- 2 プロジェクト会は、企画提案者がリーダーとなり、必要に応じて開催することができる。
- 3 プロジェクト会は、活動に必要なことを審議し、推進状況を正副代表及び事

事務局に報告し協議しながら決定する。

- 4 プロジェクト会は、Slack 上で意見交換し、決定したことも有効とする。
- 5 プロジェクト会で決定したことは、定例会で報告する。

(会 計)

第16条 かがやき会議の経費は、日立市の補助金、寄附金、事業収入、その他の収入を持って充てる。

- 2 会計に関する事務は、かがやき会議会計規則の定めるところにより、事務局において行う。
- 3 かがやき会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委 任)

第17条 その他、この会則に定めのない事項については、代表が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和3年7月7日から施行する。
- 2 第12条第2項及び第14条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議の会長及び副会長は、市長が選出する。
- 4 第6条第3項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議のコアメンバーは市長が承認し、総会で報告する。

この会則は、令和4年4月23日から施行する。

この会則は、令和5年4月8日から施行する。